

# 離婚届 に伴う諸手続き



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	住民登録 (住所や世帯を変更する方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 離婚届により住民票に変更後の氏や本籍の記載がされます。</li> <li>* 離婚届を住所地以外の市区町村に提出した場合は、住民票に反映されるまでに 1 週間程度かかります。</li> <li>* 住民異動届(転入・転居・転出・世帯主変更など)が必要です。転入・転居・転出の手続きシートも確認してください。</li> </ul>	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 離婚前の姓で印鑑登録していた方は自動的に廃止になります。</li> <li>* 登録には新たに申請が必要です。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 住基カードをお持ちの方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* カードに新氏名を記載しますので、【カード】をお持ちください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	電子証明書をお持ちの方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 電子証明書は失効します。</li> <li>* 必要な方は、【マイナンバーカード】をお持ちになり交付申請してください。 (交付手数料 200 円)</li> <li>* 住基カードをお持ちの方はマイナンバーカードの交付申請をしてください。 (カード交付と同時の場合は無料)</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	戸籍に関する相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>* お子さんの戸籍や氏について(同じ戸籍に入りたい、養子縁組していた等)は、係にご相談ください。</li> </ul>	住民課 戸籍係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	内子町国民健康保険に 加入している方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 新氏名の保険証を交付しますので、【保険証】をお持ちください。</li> <li>* 各種認定証をお持ちの方は、新氏名の認定証を交付しますので、【各種認定証】をお持ちください。</li> </ul>	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	配偶者の勤務先の健康保険 の扶養から外れる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 内子町国民健康保険の加入手続きが必要ですので【健康保険資格喪失連絡票・印鑑・本人確認書類(届出人)・マイナンバーのわかるもの(届出人と加入者)】をお持ちください。</li> <li>* 同一世帯以外の方が手続きをする場合は【委任状】をお持ちください。</li> </ul>	(保険税について) 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153

※「マイナンバーのわかるもの」とは・・・マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード(記載事項に変更がある場合は証明にならない場合もあります)

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問 い 合 せ 先
<input type="checkbox"/>	配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 国民年金種別変更届(3号→1号)が必要ですので【健康保険資格喪失連絡票・年金手帳】をお持ちください。</li> <li>* 経済的な事情がある方は、保険料免除申請などご相談ください。</li> <li>* 厚生年金の離婚分割制度についての相談は年金事務所にお問い合わせください。</li> </ul>	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152  松山西年金事務所 国民年金課 ☎089-925-5175 お客様相談室 ☎089-925-5110
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 手続きは不要です。</li> <li>* 納付書はそのままお使いください。</li> <li>* 口座振替を利用している方で、口座を変更する場合は、指定する金融機関へ国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を提出してください。</li> <li>* 厚生年金の離婚分割制度についての相談は年金事務所にお問い合わせください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	国民年金を受給している方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 氏名変更届が必要ですので【年金証書】をお持ちください。</li> <li>* 受取口座の名義変更手続きが必要ですので係にご相談ください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入している方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 新氏名の保険証は、後日郵送します。</li> <li>* 旧氏名の保険証は、新しい保険証が届いてからお返しください。</li> </ul>	住民課 後期高齢者医療係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちの方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 新氏名の保険証は、後日郵送します。</li> <li>* 旧氏名の保険証は、新しい保険証が届いてからお返しください。</li> </ul>	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
<input type="checkbox"/>	水道・下水道を使用している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 名義変更する場合は、名義変更届をしてください。</li> <li>* アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。</li> </ul>	上下水道対策班 ☎0893-44-6158
<input type="checkbox"/>	町営住宅にお住まいの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 名義人が退去する場合は、退去届を出してください。</li> </ul>	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157
<input type="checkbox"/>	税金・料金などの振替口座を変更する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 振替口座を変更する場合は、指定する金融機関へ、内子町町税等口座振替依頼書を提出してください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 犬の飼い主に変更があった場合は、登録事項変更届をしてください。</li> </ul>	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 受給者の氏が変更となる場合は、新氏名の受給者証を交付しますので、全員の【給者証】をお持ちください。</li> <li>* 保険証が変更になる方は、新しい保険証ができてから手続きしてください。</li> </ul>	<p>こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255</p>
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している方 (受給者が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 受給者変更をしてください。 【請求者名義の口座のわかるもの・請求者の健康保険証または年金加入証明書(厚生年金加入者)・マイナンバーのわかるもの(請求者)】</li> <li>* 請求者とお子さんの住所が異なる場合等は追加書類が必要となりますので、係へお問い合わせください。</li> <li>* 公務員や一部事務組合等特別地方公共団体の正職員である人は、勤務先で手続きしてください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 20歳未満の子を養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合、申請できますので、係にご相談ください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 18歳以下の子を養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合、請求できますので、係にご相談ください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 【各手帳】をお持ちになり、氏名変更届をしてください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方 (氏が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 新氏名の受給者証を交付しますので、【受給者証】をお持ちください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している方 (受給者が変わる方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 【特別児童扶養手当証書】をお持ちになり、変更手続きをしてください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	小・中学校に子どもが通学している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 保護者の変更がある場合は、学校へ連絡してください。</li> <li>* 経済的な事情ある方は就学援助について、学校に相談してください。</li> <li>* 校区外通学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。</li> </ul>	<p>教育委員会 学校教育課 (内子分庁) ☎0893-44-2124</p>
<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園に子どもが通園している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 保護者の変更がある場合は、通園している保育園・幼稚園へご連絡ください。</li> </ul>	

※「口座のわかるもの」とは・・・通帳、キャッシュカード

※「マイナンバーのわかるもの」とは・・・マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード（記載事項に変更がある場合は証明にならない場合もあります）